

平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について

【趣旨】

平成27年度は子ども・子育て支援新制度の施行初年度に当たることから、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行うことを目的として各都道府県で開催する。

【開催状況】

25県で実施済み(9月15日現在)

①三重県 5月29日開催※	⑩兵庫県 7月13日開催	⑲沖縄県 8月14日開催※
②岩手県 6月 4日開催※	⑪山口県 7月21日開催※	⑳熊本県 8月21日開催※
③愛媛県 6月10日開催	⑫石川県 7月28日開催※	㉑神奈川県 8月27日開催※
④青森県 6月18日開催	⑬秋田県 7月30日開催※	㉒福井県 8月28日開催
⑤島根県 6月19日開催※	⑭岡山県 7月31日開催※	㉓山形県 9月 4日開催
⑥広島県 6月23日開催※	⑮長崎県 8月 4日開催※	㉔滋賀県 9月 7日開催※
⑦鹿児島県 7月2日開催※	⑯岐阜県 8月 5日開催※	㉕香川県 9月14日開催
⑧長野県 7月 3日開催※	⑰福島県 8月 6日開催※	
⑨高知県 7月 9日開催※	⑱鳥取県 8月 7日開催	注:※は研修会も併せて実施

今後の開催予定(11月まで)

1. 富山県 9月29日	5. 新潟県 10月13日	9. 宮城県 11月10日
2. 奈良県 10月 1日	6. 宮崎県 10月14日	10. 福岡県 11月17日
3. 静岡県 10月 5日	7. 栃木県 10月20日	11. 大阪府 日程調整中
4. 徳島県 10月 9日	8. 群馬県 10月27日	12. 和歌山県 日程調整中

※記載の無い自治体についても順次調整中

【主な意見・要望等】

1. 施行事務等に係る地方自治体からの意見

(1) 認定事務の状況

- ・ 保護者の就労状況等の変更などにより、支給認定区分（1号、2号、3号）、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）にかかる認定変更が多く、事務量が増加
- ・ 3歳到達による支給認定変更（3号→2号）や支給認定証の発行、返納等による事務量増加
- ・ 保育の提供を受けていない保護者に現況届を求めることは困難

(2) 利用調整・入所決定事務の状況

- ・ 待機児童がない自治体では事務的には変わらない
- ・ 広域入所で公立施設を利用する場合、保育料を決定する自治体と徴収する自治体が異なるため、事務が煩雑化している

(3) 施設型給付費等の給付事務の状況

- ・ 各種加算の認定事務が進んでいないため、施設側の申請内容に基づき、概算払いを行っている

2. 関係者からの評価、苦情・要望等

(1) 施設・事業者からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 施設型給付の加算部分の理解が難解である
- ・ 保育短時間の導入、保育の必要量や支給認定の頻繁な変更により、保育時間や延長保育の管理が複雑になった

(2) 保護者(利用者)からの主な評価、苦情・要望等

- ・ 支給認定証と利用決定の違いがわからない

※ 1及び2に対する対応策

自治体、事業者からの意見・要望を踏まえた事務処理の簡素化、円滑化を図っていくため、法の枠内で可能な運用改善を検討し、今後もFAQ等の更新を行っていく。また、雑誌広告等の各種媒体を通じた広報や地域の保護者や子育て支援関係者を対象とした勉強会等で適切に説明できる人材を育成することを目的として開催する新制度普及啓発人材育成研修（全国8か所）を実施すること等によって、より一層の制度の理解促進に努めていく。

3. 新制度の移行により改善した点

- ・ 家庭的保育事業や認可外保育所が地域型保育事業として認可を受け、安定的な運営ができることで児童の処遇改善につながっている
- ・ 保育士、幼稚園教諭等の職員の処遇改善が行われたこと
- ・ 保育短時間認定と延長保育料との関係から、保護者が時間を意識して送迎するようになった
- ・ 子ども・子育て支援交付金の創設により、地域子ども・子育て支援事業の財政支援が拡大された意義は大きく、個別事業の拡大検討の後押しとなった

**認定こども園の数について(平成 27 年 4 月 1 日現在)**
～認定こども園数、およそ倍増の 2,836 件～

○調査結果の概要

平成 27 年 4 月 1 日現在の「認定こども園」の数は全国で 2,836 件となり、前年度の 1,360 件から 1,476 件増加し、およそ倍増する結果となりました。

(各都道府県別の内訳については別紙参照)

【平成 27 年 4 月 1 日現在の認定こども園数】

認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2, 836	554	2, 282	1, 931	524	328	53

※ 認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 639 か所、保育所 1,047 か所、認可外施設 38 か所、認定こども園として新規開園したものが 16 か所となっている。複数の施設が 1 つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※ また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 128 か所、廃園した認定こども園が 2 か所ある。

<参考>数の推移 (各年 4 月 1 日時点)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成 23 年	762	149	613	406	225	100	31
平成 24 年	909	181	728	486	272	121	30
平成 25 年	1, 099	220	879	595	316	155	33
平成 26 年	1, 360	252	1, 108	720	411	189	40
平成 27 年	2, 836	554	2, 282	1, 931	524	328	53

※平成 26 年 5 月 7 日に調査結果を公表しました、認定こども園の平成 26 年 4 月 1 日時点の認定数の内容について、一部誤りがあることが判明しましたので修正しております

お問い合わせ

内閣府子ども・子育て本部

参事官(認定こども園担当) 三谷 卓也

参事官補佐

里見 昭彦

TEL 03-6257-3095

No.	都道府県	認定こども園数		公立		私立		幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型	
		H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)
1	北海道	109	(72)	28	(21)	81	(51)	61	(45)	18	(7)	25	(19)	5	(1)
2	青森県	158	(23)	2	(0)	156	(23)	119	(4)	22	(16)	17	(3)	0	(0)
3	岩手県	39	(30)	7	(7)	32	(23)	30	(22)	6	(5)	3	(3)	0	(0)
4	宮城県	21	(14)	5	(5)	16	(9)	15	(12)	5	(1)	1	(1)	0	(0)
5	秋田県	53	(37)	11	(10)	42	(27)	44	(27)	5	(6)	4	(4)	0	(0)
6	山形県	29	(21)	2	(1)	27	(20)	20	(14)	7	(6)	2	(1)	0	(0)
7	福島県	35	(35)	6	(6)	29	(29)	29	(30)	5	(4)	1	(1)	0	(0)
8	茨城県	164	(99)	12	(8)	152	(91)	94	(43)	65	(49)	5	(7)	0	(0)
9	栃木県	56	(25)	3	(3)	53	(22)	43	(19)	8	(4)	4	(2)	1	(0)
10	群馬県	68	(30)	2	(2)	66	(28)	34	(10)	27	(18)	1	(0)	6	(2)
11	埼玉県	40	(38)	0	(0)	40	(38)	32	(34)	6	(3)	1	(0)	1	(1)
12	千葉県	49	(28)	24	(13)	25	(15)	27	(23)	13	(2)	8	(2)	1	(1)
13	東京都	93	(103)	24	(23)	69	(80)	17	(16)	34	(51)	34	(26)	8	(10)
14	神奈川県	56	(43)	8	(7)	48	(36)	37	(25)	18	(16)	1	(2)	0	(0)
15	新潟県	51	(35)	6	(5)	45	(30)	39	(30)	8	(4)	4	(1)	0	(0)
16	富山県	34	(16)	3	(2)	31	(14)	26	(11)	3	(3)	5	(2)	0	(0)
17	石川県	87	(9)	32	(1)	55	(8)	47	(4)	1	(2)	39	(3)	0	(0)
18	福井県	39	(10)	10	(3)	29	(7)	39	(10)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
19	山梨県	26	(6)	1	(0)	25	(6)	15	(4)	9	(2)	2	(0)	0	(0)
20	長野県	20	(15)	1	(1)	19	(14)	17	(13)	1	(0)	2	(1)	0	(1)
21	岐阜県	29	(9)	19	(3)	10	(6)	20	(5)	5	(3)	4	(1)	0	(0)
22	静岡県	120	(23)	72	(9)	48	(14)	110	(19)	6	(1)	4	(2)	0	(1)
23	愛知県	58	(24)	8	(4)	50	(20)	38	(17)	2	(0)	16	(6)	2	(1)
24	三重県	8	(5)	3	(1)	5	(4)	5	(3)	1	(1)	2	(1)	0	(0)
25	滋賀県	45	(24)	23	(12)	22	(12)	41	(23)	0	(0)	4	(1)	0	(0)
26	京都府	13	(2)	1	(1)	12	(1)	13	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
27	大阪府	287	(51)	33	(4)	254	(47)	259	(40)	24	(6)	4	(5)	0	(0)
28	兵庫県	230	(118)	43	(20)	187	(98)	163	(38)	42	(45)	19	(31)	6	(4)
29	奈良県	27	(12)	17	(9)	10	(3)	25	(4)	1	(4)	1	(4)	0	(0)
30	和歌山県	21	(13)	10	(7)	11	(6)	12	(5)	0	(2)	9	(6)	0	(0)
31	鳥取県	29	(17)	16	(7)	13	(10)	24	(11)	0	(1)	5	(5)	0	(0)
32	島根県	12	(7)	3	(3)	9	(4)	5	(4)	0	(0)	6	(3)	1	(0)
33	岡山県	32	(17)	28	(16)	4	(1)	22	(12)	1	(1)	9	(4)	0	(0)
34	広島県	56	(39)	11	(7)	45	(32)	41	(34)	0	(0)	13	(4)	2	(1)
35	山口県	33	(11)	6	(0)	27	(11)	13	(1)	20	(10)	0	(0)	0	(0)
36	徳島県	30	(9)	26	(8)	4	(1)	13	(4)	0	(0)	17	(5)	0	(0)
37	香川県	13	(1)	8	(0)	5	(1)	10	(0)	1	(1)	1	(0)	1	(0)
38	愛媛県	32	(16)	3	(0)	29	(16)	17	(10)	4	(1)	5	(1)	6	(4)
39	高知県	27	(20)	6	(5)	21	(15)	9	(5)	11	(11)	5	(0)	2	(4)
40	福岡県	58	(40)	7	(5)	51	(35)	20	(18)	22	(11)	5	(3)	11	(8)
41	佐賀県	48	(38)	0	(0)	48	(38)	36	(18)	10	(19)	2	(1)	0	(0)
42	長崎県	85	(56)	3	(1)	82	(55)	43	(18)	33	(25)	9	(13)	0	(0)
43	熊本県	52	(6)	0	(0)	52	(6)	34	(2)	17	(3)	1	(1)	0	(0)
44	大分県	87	(33)	12	(4)	75	(29)	53	(4)	19	(22)	15	(6)	0	(1)
45	宮崎県	82	(42)	1	(1)	81	(41)	52	(2)	29	(38)	1	(2)	0	(0)
46	鹿児島県	90	(36)	8	(7)	82	(29)	64	(24)	15	(6)	11	(6)	0	(0)
47	沖縄県	5	(2)	0	(0)	5	(2)	4	(1)	0	(1)	1	(0)	0	(0)
	合計	2,836	(1,360)	554	(252)	2,282	(1,108)	1,931	(720)	524	(411)	328	(189)	53	(40)

地域型保育事業の認可件数について(平成 27 年4月1日現在)

○調査結果の概要

平成 27 年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で 2,740 件となり、家庭的保育事業 931 件、小規模保育事業 1,655 件、居宅訪問型保育事業 4 件、事業所内保育事業 150 件となりました。

【平成 27 年 4 月 1 日現在の地域型保育事業の数】

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [%]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]
(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])	(263 [27.3])
(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])	(112 [19.6])
(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])	(31 [25.6])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]

(※1) 自治体が設置した件数及び認可した件数。

(※2) 小規模保育事業は以下の3類型を設定。

- ・ A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型（保育従事者の全てが保育士）
- ・ B型：A型とC型の中間の類型（保育従事者の2分の1以上を保育士として、保育士以外の保育従事者には研修の受講が必要）
- ・ C型：家庭的保育に近い類型（研修を受講した家庭的保育者を配置する場合には子供3人に対し保育従事者1人、その補助者を置く場合には子供5人に対し保育従事者2人）

(※3) 公立、NPO法人、学校法人、一般社団・財団法人、医療法人など

【家庭的保育事業】

- ・ 東京都 457 件
- ・ 神奈川県 93 件
- ・ 宮城県 56 件
- ・ 千葉県 46 件
- ・ 個人立が 725 件と約8割を占めています。

【小規模保育事業】

- ・ 埼玉県 231 件
- ・ 東京都 219 件
- ・ 大阪府 163 件
- ・ 神奈川県 143 件
- ・ 株式会社、有限会社立が 559 件、個人立が 470 件あり、合わせて約6割を占めています。
- ・ 各類型の割合としては、A型 58%、B型 35%、C型 7%となっています。

【居宅訪問型保育事業】

- ・ 東京都、埼玉県、福岡県において認可されています。

【事業所内保育事業】

- ・ 埼玉県 15 件
- ・ 兵庫県 12 件
- ・ 東京都 11 件
- ・ 北海道 10 件
- ・ 「その他」の 59 件は、医療法人 31 件、一般社団・財団法人 7 件、学校法人 5 件などとなっています。

※上記都道府県の件数には、指定都市及び中核市における件数も含まれています。